

東日本大震災被災者に係る船員保険の一部負担金の免除措置について

東日本大震災による被害を受けた方について、以下の区分に応じて、令和 8 年 3 月 1 日以降も「医療機関での窓口負担（一部負担金等）の免除」措置を延長しました。

船員保険では 2 2 名の対象者に、該当する区分に応じた新たな有効期限の免除証明書を令和 8 年 2 月末までに送付しました。

対象区分	期間
ア) 次の区域等の方であって、上位所得層（※1）に該当しない方 ・平成 2 7 年までに旧緊急時避難準備区域等の指定が解除された区域に該当する方	令和 8 年 3 月 3 1 日まで
イ) 令和 7 年度までに帰還困難区域が解除されない区域の方	令和 9 年 2 月 2 8 日まで
ウ) 次の区域等の者であって、上位所得層（※1）に該当しない方（上記アに該当する方を除く） ・令和 7 年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定復興再生拠点区域の指定が解除された区域の方	

（※1）上位所得層とは、船舶所有者から受ける毎月の給料などの報酬の月額が 53 万円以上の被保険者をいいます。